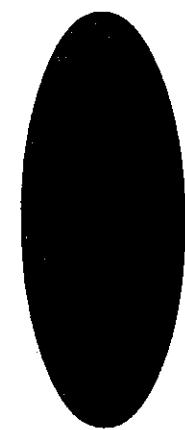


生保裁判連 ニュース

第三二号 一〇〇七年五月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五一四一一二一四四)



州市の生活保護行政
の苛酷さが全国にも
有名になりました。

北九州市生活保護問題
全国調査とその後の報告
北九州市社会保障推進協議会
弁護士 高木 健康

1、北九州市の生活保護の実態

北九州市は生活保護行政が極めて
厳しいことで有名です。国民の高齢
化と格差の拡大による貧困者の増加
で、どの自治体でも生活保護受給者
は増えています。ところが、北九州市
では生活保護の受給率も保護費も減
少しています。北九州市では、保護が
必要な人に保護をしていないのです。

その方法は、徹底した窓口での追
い返しです。生活保護の申請に来た
市民に対して、申請用紙を渡さない
まま、「働きなさい」「親族の援助がで
きない証明を持つてきなさい」など
と言つて追い返して保護申請を諦め
させる「水際作戦」が取られています。
その結果、昨年5月に生活保護を
拒否された男性がミイラ化死体で発
見される事件が起こりました。

2、生活保護問題全国調査
昨年5月の餓死事件により、北九

州市は生活保護行政が極めて
厳しいことで有名です。国民の高齢
化と格差の拡大による貧困者の増加
で、どの自治体でも生活保護受給者
は増えています。ところが、北九州市
では生活保護の受給率も保護費も減
少しています。北九州市では、保護が
必要な人に保護をしていないのです。
その方法は、徹底した窓口での追
い返しです。生活保護の申請に来た
市民に対して、申請用紙を渡さない
まま、「働きなさい」「親族の援助がで
きない証明を持つてきなさい」など
と言つて追い返して保護申請を諦め
させる「水際作戦」が取られています。
その結果、昨年5月に生活保護を
拒否された男性がミイラ化死体で発
見される事件が起こりました。

3、全国調査後の北九州での取り組み
や司法書士、またケースワーカーなど

開始はなかつたと思われ、大きな成果
があつたと考へています。



の専門家が取り組みに参加しました。

北九州市社協には、全国調査の後
も生活保護についての相談の電話が
続きました。北九州市社保協では、相
談に対応するとともに、2ヶ月に1
度の電話による生活保護110番を
することにしました。

1月の110番には5人の相談が

あり3人の保護申請の援助をしました。3

月の相談では宣伝に力をいれテレビで放映
してもらった結果、50件の電話がありま
した。そのうち25名は生活保護の申請を
したいというものでした。その皆さん方に
は、担当の弁護士を振り分けて、申請の援
助体制を取っています。

また、5月23日は門司の餓死事件から
1年になるので、これに合わせて5月18
日に集会を開き、5月23日には生活保護
申請活動を行いました。全国で生活保
護問題に取り組んでいる弁護士・司法
書士・専門家などが付き添つて、北九
州市の7区全部の福祉事務所に生活保
護申請を行いました。一人でければ追
い返すはずの窓口担当者も25名全員
に付いて生活保護申請を受理し、20

110番を行う計画です。
北九州市では、2月の市長選挙で門司餓
死事件について再調査を約束した候補が当
選しました。新市長は、登庁の2日目に門
司餓死事件の現場に行き、花をささげまし
た。また、新市長は、門司餓死事件につい
ての調査委員会設立の準備をしています。
これは、全国調査の大きな成果です。

この流れを頓挫させないように、頑張り
たいと思います。

1 事案の概要
以前ご報告した野田事件の続報です。残念
ながら、地裁の判決に続いて高裁でも不当判
決が言い渡されました。まず事件の概要を簡
単に振り返ります。

野田さんは、腰椎椎間板ヘルニア、坐骨神
経障害、頸椎症による右上肢及び両下肢機能
障害により下半身が不自由なため、移動には
車椅子が必要不可欠です。医師から就労不能
と診断され、生活保護を受けています。内臓
に電極を2つ入れており、毎日、外部操作で
電気を流して、神経障害による痛みを和らげ
ています。利き手である右手の握力は、ほと
んどありません。野田さんは、大学の生涯学
習講座に参加したり、ボランティア活動に参
加したりして、人との出会いや交流を生きが
いとしていました。そんな野田さんが、20
01年5月10日に障害基礎年金の支給決定
を受け、同年1月に遡って年金の交付を受け
ることになりました。福祉事務所は、障害基
礎年金を収入として認定し、保護費から年金
の月額分6万7016円を減額しました(変
更決定)。また、その間に受給していた保護費
が過払いであつたとして、生活保護法63条
に基づき、過払い金額の全額返還を求めてき
ました(返還決定)。野田さんは、2003年
5月、2つの処分が違憲・違法であると主張
し、京都地方裁判所に提訴しました。

障害年金収入認定等取消訴訟
(野田事件)、最高裁へ!
弁護士 舟木 浩

障害者基本法1条は、障害者の社会参加の促進を明確に述べています。車椅子を利用する重度の身体障害者は移動交通費の増加が避けられません。一般的の障害者が障害基礎年金を受け取る場合、年金をこれに充てることができます。年金には社会参加を通じた自立助長や福祉増進の意義が含まれていると言ふべきです。厚生事務次官通知は、「心身障害児(者)、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者福祉を図るために、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額(月額)」については収入認定する必要がないことを明示しています。年金についても、少なくともこの金額と同額が収入認定の対象外とされるべきです。しかし、実際には、生活保護を利用する障害者の場合、年金の全額が収入として認定されてしまします。生活保護でも障害者に対する加算が認められていますが、その金額は、社会参加に伴う支出の増加を埋め合わせるものではありません。年金の全額を収入認定した変更決定は、人との出会いや交流を生きがいとする野田さんの社会参加を無視したもので

(2) 収還決定について
生活保護法63条による返還につ

いて、法は、その返還すべき額を「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」としています。これは、保護利用者の自立を図る見地から必要な物品の購入を認め、その分の控除を認める趣旨です。野田さんは居室に室内用の車椅子がなく室内を横ばいで移動していました。トイレには手すりもありませんでした。右手の握力がほとんどないため自分で拭き取るのが大変であるにもかかわらず、洗浄機能付きの便座もありませんでした。マンション出入口の段差を解消するための処置も取られていました。本来、これらの物品等の購入費相当分について控除がなされるべきでした。しかし行政は、電子レンジと洗濯機の購入費相当分のみ控除を認めただけで、むしろ野田さんに対し「あれもこれもあかんで。」などと述べて、野田さんが要望を出すことさえ封じたのです。

3 大阪高等裁判所でも不当判決
(1) 2005年10月20日、京都地方裁判所で敗訴判決が言い渡されました。その内容は、重度障害者の生活実態についての理解や想像力を欠いた不当な判断と言わざるを得ませんでした。そこで、野田さんは、同月27日、大阪高等裁判所に控訴しました。控訴審では、弁護団を2名から4名に増

員し、学者の先生と勉強会を実施して議論を深めました。その後、京都市内在住の障害者の方々4名から聴き取り調査を実施し、その報告書を書証として提出するなどの訴訟活動を展開しました。そして、2006年10月10日、控訴審が結審しました。しかし、同年12月21日、大阪高等裁判所は控訴棄却の判断を言い渡したのです。その内容は、地裁の判決を更に後退させたものでした。

(2) また、返還決定に関する問題では、障害基礎年金の性質について「稼得者の障害という稼得能力の減少、喪失に伴う所得の減少、喪失を補うために支給されるものであることは明らかである」として、全額の収入認定を是認しました。また、現在の障害者加算について、「京都市では、障害者に対する市バスや地下鉄等の無料及び割引制度、タクシー料金の割引制度等が整備されている」、「障害等級2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者については、タクシー料金の助成を受けることができる」といってた諸事情を併せ考え、憲法25条及び生活保護法の趣旨、目的に反するものであるといふことはできないと判断しました。

しかし、所得保障という一面のみから収入認定を認めることは、

障害基礎年金が有する実質的な意義を無視した不当なものでした。ま

た、障害者加算に関する判断についても、生活実態を無視した判断

されおり、福祉事務所との力関係において生活保護の利用者が圧倒的な劣位に立たれています。制度を理解していく

うえに要望を出すことまで封じられた。野田さんが、具体的な品目をあげることなどできるはずがなかったのです。

4 最高裁判所への上告及び上告受理申立

野田さんは、最高裁に對して上告及び上告受理申立をして、それぞれ約50ペー

ジに及ぶ理由書も提出しました。本件訴訟の背景には貧困な障害者施策がありま

す。社会保障の切り捨てが強引に進めら

れており、障害者の「人間らしい生

活」を問う本件訴訟には重大な意義があ

ります。是非、最高裁の判断にもご注目下さい。

野田さんは、最高裁に對して上告及び上告受理申立をして、それぞれ約50ペー

ジに及ぶ理由書も提出しました。本件訴

訟の背景には貧困な障害者施策がありま

す。社会保障の切り捨てが強引に進めら

れており、障害者の「人間らしい生

友人宅を転々とする困窮者の

「世帯認定」で勝利裁決！

司法書士 後閑一博

申請できない

○さんは、それまで都内で生活保護を受給していたが、平成16年3月限りで、支えが終了する飲食店を

月曜より、友人が経営する飲食店を手伝うようになり、帰宅できない日は、友人宅に泊まることが多くなつたので、千葉市内への転宅を希望す

「公団へ申込むなどして、都内福祉事務所に相談したが認められず、結局、居住の実態がないとの理由で平成16年7月1日廃止された。したがって、直ちに生活は困窮し、平成16年7月7日には、福祉事務所に相談に行っていたが、友人宅を生活の場としていたため、「引っ越してから来るよう。」など言われ、申請すことができなかつた。

同年7月26日つてをさかのぼつて私に連絡をもらつたため、直ちに福祉事務所に連絡し、「とにかく申請は受理するよう。」伝え、○さん

は、「相談ではなく申請である。」ことを助言したが、何度も福祉事務所に行つても申請をすることができないかつた。結局、申請ができたのは、支援者（司法書士）同行した8月10日である。

却下処分・再申請・保護開始

保護を申請した時点で〇さんは、手持ちのお金がほとんど残つておらず、友人は飲食店を廃業したため収

入見込も途絶えていた。まだ、食料は米などの現物があつたが、持病やストレスを起因とした体調不良となり、何度も病院に行きたいと福祉に連絡したが、国民健康保険で診療するよう言わるだけだった。耐えかねて直接病院に行って、病院から福祉事務所に照会してもらつたこと、あつたが、治療を受けることができなかつた。

「同居人との生活実態において、申請者本人を単身者として生活保護を適用することが適当でないため、本申請は却下する。」との理由で、却下されたのは、平成16年9月8日である。そして、同年7月1日まで都内で生活保護を受給していた〇さん対し、法定期間を経過した理由として、「関係先調査に日時を要したため」とあるだけである。

〇さんは、却下決定を受け取った9月10日、直ちに再申請を請求したが、それも、受理は9月13日であり、開始決定は、10月12日であつた。

その間には、食料も底をつき、現物支給でいいから給付して欲しいという要望も、治療を受けたいという要望も無視され、ただ布団にくるまり痛みと飢えに耐えていた。その期間は最初の相談から3ヶ月を超えている。

審查請求・裁決

経緯は以上であるが、○さんが要保護者状態にあることに争いのない本件

と認定して、実施要領を排除し、その友人が要保護状態にあることを知りながら、友人に対する扶養の活用

生存権認証について

弁護士 吉田雄大

1 老齢加算・母子加算とは

に月額17,930円(京都都市、
2004年3月当時)が二種せざ
る。

2004年3月当時)が上乗せられる制度です。また、母子加算は、

される生活費で、子ども1人の母

子家庭であれば、かつては2,300円（京都市、2005年3月）

月当時）が支給されていました。老齢加算や母子加算は、法9条

に定める「必要即応の原則」に基
づき支給されてきました。中央社

會福祉審議會生活保護專門分科

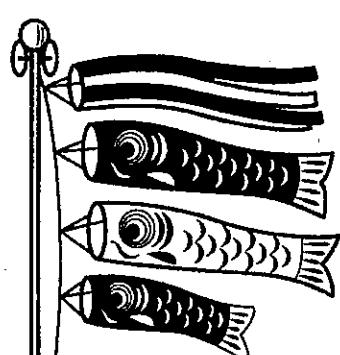
会による1980年12月「中間とりまとめ」では、老齢加算につ

いては、「老齢者は咀嚼力が弱いため、他の年齢層に比し消化吸収

がよく良質な食品を必要とする

費、被服費、保健衛生費等に特別

な配慮を必要とし、また、近隣、
知人、親戚等への訪問や墓参など



の社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となる」と、母子加算について伴う増加工エネルギーの補填、社会参加に伴う被服費、片親がないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用などが余分に必要な」として、それぞれ必要性が確認されました。

このようにして、70歳以上の高齢者やひとり親世帯の最低生活が、それぞれ老齢加算・母子加算が支給されることによつて辛うじて保障されていたのです。

2 生存権訴訟の提起

しかし、2004年4月以降、老齢加算については段階的削減がなされ、2006年4月にはついに全廃されました。

また、母子加算についても、2005年度以降、15歳以上の子を持つ世帯について、段階的な削減廃止が行なわれました。

その結果、高齢者世帯、ひとり親世帯の生存が脅かされることになりました。たとえば京都の原告を例に取ると、

・15年ほど前に買った傷物のジャンパーを大事に着続ける、靴は地域振興券で購入、タイムサービスを待つて買いたい物へ（松島松太郎さん、老齢加算）・息子に服や靴も買ってあげられない、小さい頃から旅行に連れて行つてあげられない、家での食事も「質より

量」で焼きそば、定時制高校に通い始めた息子の給食費（1か月1万800円）を支払えない（辰井絹恵さん、母子加算）

等といった具合です。

こうした生活保護基準の切下げに対し、取消を求め、京都を皮切りに、全国各地で訴訟が提起されたのが、生存権訴訟です。

2007年2月末現在、全国6箇所の裁判所（京都地裁、秋田地裁、広島地裁、新潟地裁、福岡地裁、東京地裁）で、合計81名の方々が裁判を闘っています。その後も、青森、兵庫などで続々提訴が予定されています。

3 訴訟の到達

いわゆる社会福祉基礎構造改革を経て、2003年6月の財政制度審議会、さらには「骨太の方針2003」などは、加算見直しの結論を予め示していました。老齢加算・母子

加算についての具体的検討については「生活保護制度の在り方にに関する専門委員会」において行われました。

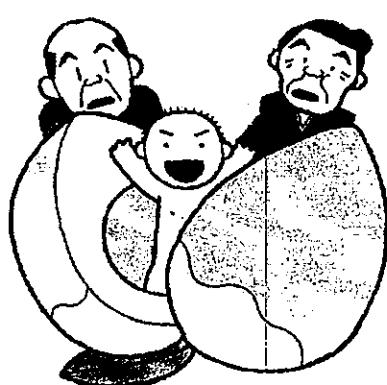
本来生活保護法による給付は、保護利用者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければならず、その基準が、健康で文化的な最低限度の生活を満たす内容でなければ憲法25条に違反することになりますのは当然です。そして、法8条1項の示すとおり、最低限度の生活

は、「要保護者の需要」に基づいて定めなければならないはずです。しかしながら、専門委員会が出した「中間取りまとめ」及び最終「報告書」は、いわゆる漏れ層の存在を無視して貧困層同士の消費実態を比較していること、母子世帯全体が低収入（一般世帯の4割以下）に端いる現状に目をつぶつていること、老齢加算では単身高齢者の生活実態に照らし、1類費の増額と加算の見直しを合わせてを行うべきとの意見が出されていたこと等、問題点は枚挙にいとまがありません。さらに、国は専門委員会が示した見直しの条件すら無視して、基準切り下げを強行しているのです。

現在京都訴訟弁護団では、原告の生活

実態を書面、写真、家計簿などあらゆる方法を用いて裁判所に伝える工夫を行っています。また、裁判所に原告の生活実態を知つて貰うべく、検証申立も行いました。

いよいよ2007年には、証拠調べを経て、訴訟は山場を迎える見込みです。皆さまの絶大なる支援を宜しくお願ひいたします。



次回総会は、高松市で開催！

生活保護法改正が検討されている中、北九州市と並んで、福祉事務所に警察官を配置し、北九州市と並んで、全国でも「適正化」（という名の切り捨て）を強引に進めてきた高松市で今年は開催します。

生活保護をめぐっては、格差、貧困の拡大のもとで、大きな焦点となっています。利用しやすい生活保護にするにはどうしたらいいか、生活保護法はどう改正されるべきか、ともに考えましょう。

●9月23日（日）香川県社会福祉総合センター

●記念講演 後藤道夫さん（都留文科大学教授）

『ワーキングプアと生活保護改革を考える』（仮題）